

掲載内容

解説付

第1章 会社の法定公告

- 会社の法定公告
- 公告の方法

第2章 電子公告制度の概要

- 電子公告制度とは
- 電子公告制度導入の経緯
- 電子公告の方法
- 電子公告と決算公告の関係
- 電子公告の公告すべき事項
- 撤廃された公告
- 電子公告の公告期間
- 電子公告の中止があった場合の措置
- 電子公告についての調査機関による調査
- 電子公告を行ひ得ない場合の公告方法
- 電子公告導入会社のリンク集

第3章 電子公告の実務

- 電子公告の導入のための定款記載事項
- 電子公告制度を採用する際の株式会社の手続について(平成16年改正商法施行時に現に存する株式会社の場合)
- 貸借対照表等の電磁的公示を採用している株式会社が電子公告制度を導入する場合
- 電子公告のインターネットでの掲載方法
- 電子公告調査機関に対する調査依頼
- 電磁的公示方法による決算公告
- 電磁的公示による決算公告の取締役会決議
- 電磁的公示による決算公告の登記
- 電子決算公告等(貸借対照表の記載事項)
- 電子決算公告等の貸借対照表の注記
- 注記の特例(小会社等)
- 貸借対照表等の金額の表示(単位)

第4章 官報公告等の実務

- 官報について
- インターネット版官報
- 官報情報検索サービス
- 官報公告掲載料金とルール
- 官報公告の期間の計算方法
- 官報公告掲載までの日数
- 決算公告の注記の特例
- 小会社の決算公告(貸借対照表の要旨)
- 中会社の決算公告(貸借対照表の要旨)
- 大会社の決算公告(貸借対照表および損益計算書の要旨)
- 官報公告に誤りがあった場合
- 合併につき株券提出公告(100%子会社の場合)の必要性

第5章 債権者保護手続の改正

- 債権者保護手続の改正
- 株式会社が行う債権者保護手続の各別の催告の省略
- 有限会社が行う債権者保護手続の各別の催告の省略
- 合名・合資会社が行う債権者保護手続の各別の催告の省略
- 債権者保護手続を要しない場合

第6章 株券不発行制度の実務

- 株券不発行制度の概要
- 株券不発行制度の導入の経緯

- 株券不発行の定め
- 株券不発行の定款変更(1)
- 株券不発行の定款変更(2)
- 株券不発行の定めと担保権
- 株券不発行の定めと株券喪失
- 新株予約権証券の不発行
- 新株予約権の譲渡
- 新株予約権の質入
- 株式等振替制度
- 増資等の効力発生日
- 株主名簿閉鎖期間の廃止
- 株式の譲渡
- 株式の名義書換え
- 株主名簿記載事項証明書
- 株式の善意取得
- 株主名簿
- 株式譲渡の決済
- 準株券廃止会社
- 株式振替制度利用会社における株式譲渡
- 有限会社法の改正
- 基準日の通知
- 株式譲渡制限規定を設ける場合の特例等

文例編

1. 資本減少公告
 - 株式会社の資本減少における債権者異議申述公告(欠損墳補の場合)
 - 株式会社の資本減少における債権者異議申述公告(資本の額のみの減少の場合)
 - 株式会社の資本減少における債権者異議申述公告(払戻しの場合)
 - 株式会社の資本減少における債権者異議申述公告(株式消却の場合)
 - 有限会社の資本減少における債権者異議申述公告(欠損墳補の場合)など
2. 資本減少につき株券提出公告等
 - 資本減少につき株券提出公告
 - 資本減少につき株式消却公告(株券廃止会社等の場合)
3. 資本準備金減少公告
 - 資本準備金減少公告
4. 定款変更につき株券提出公告等
 - 株式譲渡制限の設定の定款変更につき株券提出公告
 - 譲渡制限公告(株券廃止会社等の場合)など
5. 株式併合につき株券提出公告等
 - 株式併合につき株券提出公告など
6. 株式分割による株式割当日公告
 - 株式分割による株式割当日公告
7. 基準日設定公告
 - 基準日設定公告
8. 新株式割当日公告
 - 新株式割当日公告
9. 新株式発行公告
 - 新株式発行公告
10. 株券廃止公告
 - 株券廃止公告(商法351条1項に基づく公告)
 - 株券廃止公告(商法351条4項に基づく公告)
11. 合併事例
 - 株式会社間の合併による債権者異議申述公告(承認株主総会を同日に開催した場合)
 - 株式会社間の合併による債権者異議申述公告(承認株主総会を異なる日に開催した場合)
 - 株式会社間の合併による債権者異議申述公告(貸借対照表を簡略記載した場合(1))
 - 株式会社間の合併による債権者異議申述公告(貸借対照表を簡略記載した場合(2))
12. 合併につき株券提出公告
 - 消滅株式会社の定款に株式の譲渡制限がなく、存続株式会社の定款に株式の譲渡制限がある場合の消滅会社の株券提出公告
 - 合併につき株券提出公告(消滅会社の株券回収)
13. 新設分割に伴う異議申述の公告
 - 新設分割に伴う異議申述の公告(株式会社を分割会社とする場合)
 - 新設分割に伴う異議申述の公告(簡易分割)(株式会社を分割会社とする場合)
 - 新設分割に伴う異議申述の公告(有限会社を分割会社とする場合)など
14. 吸収分割に伴う異議申述の公告
 - 吸収分割に伴う異議申述の公告
 - 吸収分割に伴う異議申述の公告(簡易吸収分割の場合)
 - 吸収分割に伴う異議申述の公告(承継会社が有限会社の場合)
15. 株式移転につき株券提出公告
 - 株式移転につき株券提出公告
 - 株式移転の株券提出公告(複数の会社が共同して株式移転を行う場合)
16. 株式交換につき株券提出公告等
 - 株式交換につき株券提出公告
 - 簡易株式交換公告
17. 組織変更ならびに資本減少公告
 - 株式会社を組織変更して有限会社とする場合(資本金が減少する場合)
 - 有限会社を組織変更して株式会社とする場合(資本金が減少する場合)
18. 営業譲受公告
 - 営業譲受公告(簡易営業譲受)
19. 社債権者集会招集公告
 - 社債権者集会招集公告
20. 解散公告
 - 解散公告(第一回)
 - 解散公告(第二回、第三回)
21. 外国会社の全ての日本における代表者の退任公告
 - 外国会社の全ての日本における代表者の退任公告
22. 訂正公告
 - 訂正公告

資料

内容を一部変更することがありますので、ご了承ください。

最新 会社公告の手続と文例

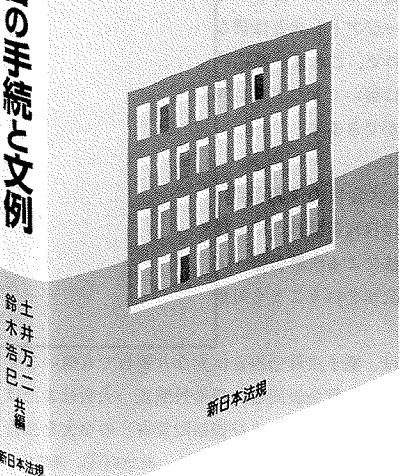
—電子公告・株券不発行制度に対応—

共編
鈴木士井万二(司法書士)
鈴木浩巳(司法書士)

最新
会社公告の手続と文例

—電子公告・株券不発行制度に対応—
共編
鈴木士井万二(司法書士)
鈴木浩巳(司法書士)

会社が公告を行う際に役立つ1冊!



■新「会社法」にも対応…

解説の根拠となった商法条文のうち、平成17年制定の新「会社法」の影響を受ける条項については、巻末に商法・会社法の対照形式で条文を登載するとともに、本文中には適宜「会社法memo」として、最新情報を掲載しています。

A5判・総頁506頁

定価4,515円(本体4,300円) 送料340円

0120-089-339 受付時間 8:30~17:00
(土・日・祝日を除く)

ホームページ <http://www.sn-hoki.co.jp>

E-mail eigyo@sn-hoki.co.jp

解説編では…

会社の法定公告について、Q&A形式で解説しています。平成16年の商法改正で創設された電子公告制度及び株券不発行制度の導入に必要な手続や公告の方法等については、特に詳しく説明しており、実務上の取扱いがよくわかります。

第2章 電子公告制度の概要 31

6 電子公告と決算公告の関係

Q 電子公告と決算公告との関係はどのようにになっているのでしょうか。

A 電子公告を公告方法とする株式会社は、当然に、決算公開も電子公告で行うこと（以下「電子決算公告」といいます。）となり、電磁的公示は認められません（商166ノ2①柱書四）。

解説

1 電子公告導入株式会社の決算公開

決算公開の方法として、これまでには日刊新聞紙による公告と、電磁的公示が認められていましたが、電子公告の許容法とする会社は、前述のとおり、決算公開になり、電磁的公示は認められません（商166ノ2①四・483ノ2②、商特16⑩）。

2 電子決算公告の内容

(1) 公告内容

電子決算公告を行う場合には、電磁的公示表（大企業またはみなし会社にあっては貸借対照表）の全文を公告しなければならず、要旨（商283③⑤、商特16②③）。

文例編では…

会社における法定公告の文例を、事例を設定した上で豊富に収載しています。文例と併せて、公告の方法や時期、商業登記の添付書面かどうかなどの情報を表形式で示していますので、大変便利です。

組見本 (A5判縮小)

1 資本減少公告 197

1 資本減少公告

事例1 株式会社の資本減少における債権者異議申述公告（欠損填補の場合）

資本に欠損のある株式会社Aが、資本減少により欠損填補を行う場合の債権者異議申述公告。

（最終の貸借対照表に関する事項について、一緒に公告する場合）

公告方法	官報
公告の時期	資本減少の承認決議の日より2週間以内
根拠条文	商法376条1項
商業登記	資本減少による変更登記の添付書面（商登87）

記載例

（公告例1）

資本減少公告

当社は、平成〇〇年五月十日開催の臨時株主総会において、資本金二千万円を一千万円減少することを決議したので、この決議に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

一、資本の欠損の填補に充てるべき金額

金一千万円

なお、当社の最終の貸借対照表は、次のとおり公告しています。

198 1 資本減少公告

掲載紙 官報

掲載の日付 平成〇〇年四月十日

記載頁 一九二頁（号外第一二二号）

平成〇〇年五月十一日

東京都千代田区〇〇町〇〇丁目〇番〇号

株式会社 A

代表取締役 甲野 太郎

（公告例2）

資本減少公告

当社は、平成〇〇年五月十日開催の臨時株主総会において、資本金二千万円を一千万円減少することを決議したので、この決議に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

一、資本の欠損の填補に充てるべき金額

金一千万円

なお、当社の最終の貸借対照表は次のとおり公告しています。

<http://〇〇〇.co.jp/〇〇〇/〇〇〇.html>

平成〇〇年五月十一日

東京都千代田区〇〇町〇〇丁目〇番〇号

株式会社 A

代表取締役 甲野 太郎

解説

株式会社は、資本減少の決議の日から2週間以内に、会社債権者に對し、資本減少に異議があれば一定の期間内にこれを述べるべき旨、減少すべき資本の額、株主に払戻しをする場合には払戻しに要すべき金額、株式の消却をする場合には消却に要すべき金額、資本の欠損の

1 資本減少公告 199
公告しなければなりまることはできない（商）

として、官報にて公

刊新聞紙で公告をし

ているときは、官報および掲載頁、電子公告に電子決算公告用の公告ホームページアドレスについての公告ホームページアドレスとは異なる可能（商規8の2②）なので、これまで電磁的には、従前の電磁的公示に用いてきたアドレスのアドレスとすることができます。

一、資本の欠損の填補に充てるべき金額

金一千万円

なお、当社の最終の貸借対照表は、次のとおり公告しています。

（会社法memeo）

会社法では、資本減少の決議すべき事項が、①減少する資本金の額、②減少する資本金の額の全部または一部を準備金とするときは、その旨および準備金とする額、③資本金の額の減少がその効力を生ずる日（会社法447①）となり、公告すべき内容が変わります（会社法449②）。

新日本法規出版株式会社

本 社 〒460-8456 名古屋市中区栄1丁目23番20号
總 本 部 〒162-8407 東京都新宿区市谷砂土原町2丁目6番地
東 京 本 社 〒060-0001 札幌市中央区北1条西7丁目5番
札幌 支 社 〒981-3195 仙台市泉区加茂1丁目48番地の2
仙 台 支 社 〒162-8407 東京都新宿区市谷砂土原町2丁目6番地
東 京 支 社 〒337-8507 さいたま市見沼区南中野244番地1
関 東 支 社

名古屋支社 〒460-8456 名古屋市中区栄1丁目26番11号
大 阪 支 社 〒540-0037 大阪市中央区内平野町2丁目1番12号
広 島 支 社 〒730-8558 広島市中区橋本町3番22号
高 松 支 社 〒760-8536 高松市扇町3丁目14番11号
福 岡 支 社 〒810-8663 福岡市中央区大手門3丁目3番13号
(2005.8) 505441

編集者

土井万二（司法書士）

鈴木浩巳（司法書士）

執筆者（50音順）

江島義昭（司法書士）

尾方宏行（司法書士）

小原俊治（司法書士）

境俊明（司法書士）

内藤卓（司法書士）

森木田一毅（司法書士）